

令和5年10月25日（水）
午前10時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議案書

傍聬人
閲覧用

退席時はご返却願います。

報告事項

報告第25号 令和5年度寝屋川市教育委員会事務局人事について
議決事項

議案第37号 寝屋川市教育委員会電子署名規則の制定について
議案第38号 令和6年度小学生すぐすくウォッチについて

署名人

高須教育長
秋元委員

9月・10月教育委員会一般事務報告

(9月29日～10月25日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
9	29	金	第1回寝屋川市立エスポアール指定管理者選定委員会	委嘱状交付、選定基準・方法等の決定	議会棟 5階 第Ⅲ会議室
	30	土	中学校体育大会(12校)	体育大会	市立全中学校
10	1	日	小学校運動会(24校)	運動会	市立全小学校
	3	火	予算決算常任委員会(文教生活分科会)	審査	議会棟 4階 第1委員会室
	6	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	日	幼稚園運動会(4園)	運動会	市立全幼稚園
	10	火	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	11	水	予算決算常任委員会(全体会)	総括質疑、討論、採決	議会棟 4階 第1委員会室
	15	日	エンジョイフェスタ inねやがわ	イベント	打上川治水緑地
	25	水	教育委員懇話会 教育委員会定例会		本庁 2階 特別会議室1 議会棟 5階 第2委員会室

10月・11月教育委員会行事計画書

(10月26日～11月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	26	木	近畿都市教育長協議会（～27日）	研究協議会	都シティ 大阪天王寺他
11	1	水	校長役員会	11月校長会案件について	総合教育研修センター
	4	土	寝屋川文化芸術祭（～5日）	体験講座、作品展示、舞台発表等	市民会館他
	6	月	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	7	火	近畿市町村教育委員会研修大会	研修会（Web開催）	
	10	金	学校訪問		第六中学校
	12	日	市民体育大会 剣道の部	大会	
	13	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	16	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	18	土	オーサービジット講演会	講演会	アルカスホール
	21	火	大阪府都市教育長協議会	秋季研修会	たかいし市民文化会館
	24	金	大阪府都市教育長協議会	予算要望説明会	ホテルアヴィーナ大阪

報告第25号

令和5年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和5年10月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和5年10月1日発令

氏名	所属名等	備考
樋口 晴隆	社会教育部青少年課	新規採用

議案第37号

寝屋川市教育委員会電子署名規則の制定について

寝屋川市教育委員会電子署名規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年10月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

当市において電子契約を導入するにあたり、寝屋川市教育委員会における電子契約に用いる電子署名の付与に係る手続その他の事項を定めるため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会電子署名規則

寝屋川市教育委員会の担任する事務に係る電子署名の取扱いについては、寝屋川市電子署名規則(令和5年寝屋川市規則第 号)に基づく電子署名の例による。

附 則

この規則は、令和5年10月31日から施行する。

寝屋川市電子署名規則

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 当事者型電子署名の取扱い（第4条—第10条）
- 第3章 立会人型電子署名の取扱い（第11条—第13条）
- 第4章 雜則（第14条—第17条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、寝屋川市における電子署名に関し必要な事項を定めることにより、電子署名の適正かつ円滑な利用の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号) 第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 寝屋川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(令和5年寝屋川市規則第12号)第2条第1項第2号に規定する電子証明書をいう。
- (3) 電子署名記録媒体 署名符号(電子署名を行うために用いる符号をいう。)及び電子証明書を記録した電磁的記録に係る記録媒体をいう。
- (4) 立会人型電子契約サービス 経営企画部長が別に定める立会人型電子契約サービス提供事業者(以下「立会人型電子契約サービス提供事業者」という。)が、寝屋川市及び契約、協定その他これらに類するもの(以下「契約等」という。)の相手方の指示に基づき、電磁的記録に電子署名を行うサービスをいう。
- (5) 当事者型電子署名 電子署名のうち、電子署名記録媒体を用いて行う電子

署名をいう。

- (6) 立会人型電子署名 電子署名のうち、立会人型電子契約サービスを用いて行う電子署名をいう。
- (7) 確認同意 立会人型電子契約サービスにより電子署名がされる電磁的記録が真正なものであると確認の上、立会人型電子契約サービス提供事業者が当該電磁的記録に電子署名を付与することに同意し、立会人型電子契約サービス提供事業者に電子署名の付与を指示することをいう。
- (8) 課等 寝屋川市文書取扱規則（平成15年寝屋川市規則第23号）第3条第5号に規定する課等をいう。
- (9) 課等の長 寝屋川市文書取扱規則第3条第6号に規定する課等の長をいう。

(電子署名の取扱い)

第3条 寝屋川市における電子署名は、次項各号のいずれかに該当するときを除き、当事者型電子署名によるものとする。ただし、寝屋川市において作成した電磁的記録であって、その真正性を確認できるものとして経営企画部長が別に定める電磁的記録については、電子署名を付与することを要しない。

2 寝屋川市における電子署名は、次の各号のいずれかに該当するときは、立会人型電子署名によるものとする。

- (1) 寝屋川市と契約等の相手方との合意内容を記録した電磁的記録を作成したとき（次号に掲げるときを除く。）。
- (2) 寝屋川市契約規則（昭和50年寝屋川市規則第32号）第28条第2項に規定する総務省令で定める措置として契約内容を記録した電磁的記録を作成したとき。

第2章 当事者型電子署名の取扱い

(電子署名記録媒体の発行等)

第4条 電子署名記録媒体の発行及び更新は、経営企画部DX推進室長がこれをを行い、当該電子署名記録媒体を課等の長に交付する。

2 前項の規定による電子署名記録媒体の発行及び更新は、電子署名記録媒体交付申請書により、課等の長が申請することにより行うものとする。

(使用しなくなった電子署名記録媒体の引継ぎ)

第5条 課等の長は、電子署名記録媒体を組織の改廃、更新等のため使用しなくなったときは、電子署名記録媒体引継書により、速やかに当該電子署名記録媒体を経営企画部DX推進室長に引き継がなければならない。

2 経営企画部DX推進室長は、前項の規定により電子署名記録媒体の引継ぎを受けたときは、当該電子署名記録媒体に記録された署名符号及び電子証明書に係る電磁的記録を抹消するための措置を講じなければならない。

(電子署名記録媒体管理簿)

第6条 経営企画部DX推進室長は、電子署名記録媒体を発行し、又は更新したときは、電子署名記録媒体管理簿を作成し、整理しておかなければならない。

2 電子署名記録媒体を使用しなくなったときは、経営企画部DX推進室長は、当該電子署名記録媒体に係る電子署名記録媒体管理簿に必要な事項を記載しなければならない。

(電子署名記録媒体管理者の指名等)

第7条 当事者型電子署名を行う事務を所掌する課等に、電子署名記録媒体管理者（以下「管理者」という。）を置き、当該課等の長をもって充てる。

2 管理者は、当事者型電子署名に関する事務をつかさどる。

(電子署名記録媒体取扱者の指名等)

第8条 管理者の下に、電子署名記録媒体取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 取扱者は、管理者が当該課等に所属する係長又は副係長のうちから指名する。

3 取扱者は、管理者の命を受けて、当事者型電子署名に関する事務を処理する。

4 管理者又は取扱者（以下「管理者等」という。）が不在であるときは、管理者があらかじめ指定した職員がその事務を代行する。

5 管理者は、取扱者を指名し、又は変更したときは、遅滞なく経営企画部DX推進室長に報告しなければならない。

(電子署名記録媒体の保管)

第9条 管理者は、電子署名記録媒体を常に堅固な容器に収納することのほか、盜難、紛失及び不適正な使用を防止するために必要な措置を講じるとともに、勤務時間外にあっては、金庫等に保管し、施錠しておかなければならない。

2 管理者は、電子署名記録媒体のパスワードを当該電子署名記録媒体の取扱者

以外の者に知られることのないようにしなければならない。

(当事者型電子署名の付与)

第 10 条 当事者型電子署名の付与を求めようとする者は、当事者型電子署名を付与しようとする電磁的記録（次項において単に「電磁的記録」という。）に決裁を受けた起案文書（当該起案文書に係る事案の内容を文書管理システムその他当該事案の決裁に用いたシステムを利用して記録した電磁的記録のこと）をいう。以下同じ。）を添え、管理者等の照合（以下「電子署名照合」という。）を受けなければならない。

- 2 前項の規定により電子署名照合を行った結果、当事者型電子署名の付与を適当と認めたときは、管理者等は、電磁的記録に当事者型電子署名を付与するものとする。
- 3 勤務時間外にあっては、電子署名記録媒体の使用は、禁止する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第 3 章 立会人型電子署名の取扱い

(確認同意者の設置等)

第 11 条 確認同意を行う者として、立会人型電子署名を行う事務を所掌する課等に確認同意者を置き、当該課等の長をもって充てる。

- 2 確認同意者は、自己の指揮監督する職員のうち、契約等締結事務を担当する者以外の者から確認同意を補佐する者として、確認同意担当者を指名する。

(確認同意の方法)

第 12 条 確認同意者又は確認同意担当者（以下「確認同意者等」という。）は、立会人型電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決裁を受けた起案文書とを照合し、確認同意を行う。

- 2 確認同意者等は、前項の確認同意を行った後速やかに、立会人型電子署名が付与され、当該契約等が確定したことを確認するものとする。

(立会人型電子契約サービスのパスワードの管理)

第 13 条 確認同意者は、立会人型電子契約サービスに接続するためのパスワードが当該立会人型電子契約サービスの確認同意者等以外の者に知られることのないようにしなければならない。

第 4 章 雜則

(電子署名の取扱いの事故報告)

第 14 条 課等の長は、当事者型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに経営企画部DX推進室長に電子署名記録媒体事故報告書を提出しなければならない。

- (1) 電子署名記録媒体の破損、電子署名記録媒体に記録されているデータの毀損又はパスワードの忘失により、電子署名記録媒体を使用できなくなったとき。
- (2) 盗難、紛失、災害等により、電子署名記録媒体の所在が不明になったとき。
- (3) 電子署名記録媒体のパスワードが漏えいしたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、電子署名記録媒体が不正に使用され、又は不正に使用されるおそれがある状態になったとき。

2 課等の長は、立会人型電子署名の取扱いにおいて、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに経営企画部DX推進室長に立会人型電子契約サービス事故報告書を提出しなければならない。

- (1) 立会人型電子契約サービスに接続するためのアカウント情報及びパスワードが漏えいしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、立会人型電子契約サービスが不正に使用され、又は不正に使用されるおそれがある状態になったとき。

(電子署名の取扱いの調査等)

第 15 条 課等の長は、電子署名の取扱いについて適宜必要な事項を調査し、必要があると認めたときは、経営企画部DX推進室長に報告しなければならない。

2 経営企画部DX推進室長は、必要があると認めたときは、電子署名の取扱いについて課等の長に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(書類の様式)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、経営企画部長が定める。

(委任)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、電子署名に関し必要な事項は、経営企画部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月31日から施行する。

(寝屋川市文書取扱規則の一部改正)

2 寝屋川市文書取扱規則（平成15年寝屋川市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第32条の2を次のように改める。

(電子署名)

第32条の2 施行文書のうち府外文書（電子文書に限る。）には、寝屋川市電子署名規則（令和5年寝屋川市規則第 号）の定めるところにより、電子署名（同規則第2条第1号に規定する電子署名をいう。）を付与しなければならない。ただし、同規則第3条第1項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

議案第38号

令和6年度小学生すくすくウォッチについて

令和6年度小学生すくすくウォッチへの参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和5年10月25日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が各学校の状況を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

令和6年度 小学生すくすくウォッチ 実施要領

1 趣旨・目的

子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実につけることを目的とする。

その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下の取組みの充実に努める。

(1) 児童

自分の学びをふりかえり自らの強みや弱みなどを知って新たな目標をたて、強みをのばすことや課題を克服すること等に取り組む。

(2) 家庭

子どもの伸びや課題を知り、子どもを誉め、励ます等によって、子どもを支援する。

(3) 学校

- ① 教員が、子ども一人ひとりの学びに対する思いや強み弱みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行う。
- ② 教員が、授業等の指導改善を図る。
- ③ 教員が、学習の基盤となる集団づくり等の取組みを充実させる。
- ④ 学校全体として、教員一人ひとりの指導の充実を図るための校内研修等の工夫を図る。

(4) 市町村教育委員会

- ① 各学校の状況を把握し、提供された分析資料を参考に適切な指導・助言を行う。
- ② 市町村の状況に応じた教育の充実のため、施策を推進する。

(5) 大阪府教育委員会

- ① 出題する問題やアンケート項目及びその解説を通じて、今求められる学力や、その指導のポイント等について具体的に示す。
- ② 今後の取組みの参考となる分析資料を各児童、各学校、各市町村教育委員会へ提供する。
- ③ 府全体の状況を把握し、課題に対応するための取組みを推進する。

2 問題及びアンケートの内容等

(1) 児童

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の全児童。

② 実施内容

ア 第5学年は、国語、算数、理科及び教科横断型問題、第6学年は、理科及び教科横断型問題とする。

- ・ 出題範囲は、「小学校学習指導要領（平成29年告示）」に示された内容で、各学年とも原則として前学年までの学習内容
- ・ 教科問題については、当該学年までに定着すべき学習内容で、基礎的な知識及び技能とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力を問う問題等
- ・ 教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文書や資料から情報を読み取ったり、問い合わせて判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題等
- ・ 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式

イ 児童アンケート

児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等のアンケートを実施する。

その際、学校のPC・タブレット等の端末を活用し、オンラインによる回答方式にて実施する。なお、障がいのある児童等において配慮が必要な場合は、紙による回答方式を選択することができる。

(2) 教員

① 対象

府内の市町村立小学校、義務教育学校前期課程、支援学校小学部及び府立支援学校小学部（学校）の第5学年、第6学年の学級担任及び当該学年に関わる教員等。

② 実施内容

教員アンケート

教員自身の授業や指導、学校や学級の様子や取組み等に関するアンケートを学校PC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施する。

3 問題及びアンケートの実施期間・場所・時間

(1) 実施期間

令和6年4月17日（水）～4月25日（木）とする。実施日は各学校が決定する。

(2) 実施場所及び時間

① 実施場所は、各学校とする。

② 問題及び児童アンケートの時間は、以下のとおりとする。

- ア 国語、算数、理科は、それぞれ20分とする。
- イ 教科横断型問題は、40分とする。
- ウ 児童アンケートは20分程度とするが、学校のPC・タブレット等の端末を活用したオンラインによる回答方式にて実施することをふまえ、各学校等の状況に応じて適切な時間を設定するものとする。

③ 教員アンケートは、(1)に記載した実施期間のうち任意の時間に実施する。

4 問題・アンケートの作成及び実施並びにその後の取組みの実施体制

- (1) 問題・アンケートの作成にあたっては、府内市町村教育委員会との協議をふまえ、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成する。
- (2) 大阪府教育委員会は、問題・アンケートの実施に関わり、問題冊子等の作成・配達・回収、結果の採点・集計・分析、教育委員会・学校への結果の提供作業等を行う。
- (3) 市町村教育委員会は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応する等の実施体制を整備する。
- (4) 学校は、実施責任者及び担当者を指名するとともに、適切に実施する。
- (5) 結果の分析を受けて、大阪府教育委員会及び市町村教育委員会の代表者で、その後の必要な取組みを協議し、それぞれの立場から協力して取組みを進めていく。

※ 大阪府教育委員会は問題・アンケートの作成及び実施にあたり、業務の一部を民間機関に委託する。

5 問題及びアンケート結果の取扱い

(1) 結果分析

① 問題の結果分析

ア 国語、算数、理科、教科横断型問題（以下、「各教科」という。）の状況（観点別正答率、通過率 等）

イ 各教科の設問ごとの状況（正答率、解答類型別児童の割合、通過率 等）

② アンケートの結果分析

ア 児童アンケート及び教員アンケートの回答状況

イ 児童アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

ウ 教員アンケートの回答状況と各教科の結果等との相関関係の分析

エ 教員アンケートの回答状況と児童アンケートの回答状況との相関関係の分析

③ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する分析

なお、全国学力・学習状況調査結果を同様に分析した結果の提供も行う。

(2) 提供資料

① 児童

自身の結果とともに、強みや弱み、今後のアドバイスを記載した個人票

② 学校

ア 当該学校全体、学年ごと、学級ごとの状況を表すデータ

イ 各児童の状況を表すデータ

ウ 各児童に関する個人票データ

エ 各児童の結果を経年で比較し、学力の変化を表やグラフで示した個人票を作成できるシステム

オ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

③ 市町村教育委員会

ア 学校に提供したデータ

イ 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況を表すデータ

ウ 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況を表すデータ

エ その他、小学生すくすくウォッチの目的の達成に資する結果データ

(3) 教育委員会及び学校による各教科及びアンケート結果の公表

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの目的を達成するために、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことも重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村の状況について公表する。

② 市町村教育委員会は、小学生すくすくウォッチの趣旨に基づき、域内の状況にかかる結果や取組みの説明に努める。

また、自らが設置管理する学校の結果については、それぞれの判断において公表することは可能とする。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 学校は、保護者等に自校の結果について、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するために、公表することは可能とする。

(4) 各教科及びアンケート結果の取扱いに関する配慮事項

各教科及びアンケート結果については、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的を達成するため、適切に取り扱うものとすること。

各教科及びアンケート結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づき、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 各教科及びアンケート結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均点などの数値のみの公表は行わず、各教科及びアンケート結果の分析を踏まえた取組みや、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた今後の方策を示すこと。
- ③ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした各教科及びアンケート結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分協議すること。なお、数値を一覧にした公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する小学校が1校しかない町村にあっては、町ごと又は村ごと）の各教科及びアンケート結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。
また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

6 各教科及びアンケート結果の活用

各教科及びアンケートの結果から小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるにあたり、以下の取組みの推進に努めることとする。

- (1) 教員は、個人票等を活用し、児童一人ひとりが小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを推進できるよう、児童、保護者等に説明し、その後の指導にいかすこと。
- (2) 学校は、教員の指導の充実を図るための校内研修等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、授業等の指導改善及び学習の基盤となる集団づくり等の取組みを進めること。
- (3) 市町村教育委員会は、教員研修や学力向上担当者会等を開催するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みを進めるとともに、教育施策および教育の改善を進めること。
- (4) 大阪府教育委員会は、小学生すくすくウォッチの解説資料や事後の指導のための資料を提示するなど、小学生すくすくウォッチの趣旨・目的に基づいた取組みの参考にできるものを具体的に示す等、学校、市町村教育委員会の支援策を進めること。

7 留意事項

- (1) 各教科及びアンケートは、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (2) 市町村教育委員会及び学校においては、各教科及びアンケートの実施に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- (3) 市町村教育委員会及び学校においては、提供された各教科及びアンケート結果等につい

て、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。

(4) 大阪府教育委員会は、各教科の結果等を活用して、各児童が自身の学力の経年変化を、進学する府内公立中学校・支援学校でも引き続き見取ることができる個人票を作成するシステムを各学校に提供する。各学校においては設置者の判断により学校間で情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、個別の指導や支援につなげること。

(5) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いること。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、実施に際して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(6) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。また、アンケートについては、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことができる。しかし、教科横断型問題については、その性格上、その実施のみをもって特定の教科等として教育課程上、位置づけることはできない。

(7) 障がいのある児童への配慮及び対応

障がいのある児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童の障がいの種類や程度に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(8) 日本語指導が必要な児童への配慮及び対応

日本語指導が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の個別の指導計画に基づき、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。また、大阪府教育委員会は市町村教育委員会と協議して、当該児童に応じた問題用紙等の作成・配付に努める。

(9) その他、支援が必要な児童への配慮

支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施を柔軟に対応すること。なお、各教科及びアンケートの実施にあたっては、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室の設定などの配慮を行うこと。

(10) 実施マニュアルの作成・配付

具体的な実施方法等については、別途示す。